2016 11 No.274

KAWASAKI

川崎南法人会だより

平成29年度税制改正に関する提言…2
コラム…5
法人会の活動報告…6
税務署からのお知らせ…9
税のQ＆A…10
健康クリニック…11
消防署からのお知らせ…12
自主点検チェックシート…13
新入会員のご紹介・主要事業予定…14
法人会からのお知らせ…15

ホームページも是非ご覧ください
川崎南法人会 検索
http：//www.km-hojinkai.or.jp

表紙デザイン：川崎総合科学高等学校
写真：米海軍第７艦隊バンド演奏会

発行所/公益社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町8-15（パールビル３F）
http://www.km-hojinkai.or.jp
Eメール info@km-hojinkai.or.jp
TEL：044-233-4852·8904
FAX：044-245-0023

平成29年度
税制改正に関する提言

公益財団法人　全国法人会総連合

Ⅰ．社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後10年を経ずして団塊の世代すべてが後期高齢者となるなど超高齢化社会に入る。持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」はこの理念に基づいて策定されたが、消費税率10％への引き上げが再延期されたことで改革工程に狂いが生じた。このため、消費税１％分の税収を充てる予定だった「社会保障の充実」が焦点となっている。

政府は赤字国債に頼ることなく可能な限り実施するとしているが、その財源については明確になっていない。改革の理念に照らせば充実策は延期するのが筋であり、仮に実施するなら給付面の見直しを柱に安定財源を捻出すべきである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。また、医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

⑴年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

⑵医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。
給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80％以上を早期達成する。

⑶介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

⑷生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

⑸少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

⑹企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

Ⅱ．行政改革の徹底

消費税率10％への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するためには、増税が不可欠であることは指摘するまでもない。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることに変わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたのはこのためである。

⑴国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
⑵厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
⑶特別会計と独立行政法人の無駄の削減
⑷積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

Ⅲ．経済活性化と中小企業対策

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の実質所得、個人所得、設備投資の好循環による持続的で力強い成長サイクルをいかに構築するかである。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められよう。

1．法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度29.97％、平成29年度29.74％となり、政府が目指していたドイツ並みに「20％台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25％、アジア主要10カ国の平均は22％となっており、これらを比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2．中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

⑴中小法人に適用される軽減税率の特例15％を時限措置（平成29年３月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、すくなくとも1,600万円程度に引き上げる。

⑵税制特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、いかのとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が、平成29年３月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

⑶中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行　資本金１億円以下）を見直すことが検討されているが、「資本金以外の他の指標（例えば所得金額や売上高）を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経済面で混乱が生じることが予想される。」このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

３．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

⑴事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

⑵相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限（３分の２）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、５年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

⑶親族外への事業承継に対する措置の充実

親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特例制度が拡充されたものの、事業の円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

⑷取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様である。

特に類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比較要素のあり方によって税負担が増大する可能性があることが指摘されている。

このため、円滑な事業継承に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比較要素のあり方を見直すことが必要である。

手回し発電ラジオ

㈱エフシージー総合研究所 上席研究員　堀 洋一郎

注目の防災グッズ

阪神淡路大震災や東日本大震災では、大規模災害時の情報源としてラジオが見直され、非常持ち出し袋の中にも加えられるようになりました。ただ、災害時には電源になる電池の入手も困難になるため、最近では電池が不要な手回し発電式のラジオが注目されています。

手回し発電式のラジオは、収納されているハンドルを引き出して回すことで発電し、内蔵の蓄電池などに充電できるという商品。AM・FMとも受信可能なタイプ、FM専用・AM専用タイプがそれぞれあり、ラジオだけでなく、LED式懐中電灯や携帯電話の充電機能を搭載するものなど、機種により特徴もさまざまです。

発電機能は試して確認

実際に発電させてみると、機種によってハンドル回転の重さや、右回転・左回転で回しやすさにも違いがあることが分かりました。また、回転方向によってハンドルが収納されそうになる機種や、発電のため本体を握ると指に電源ボタンがかかり不用意に電源が入ってしまう機種もありました。ひとくくりに“手回しで発電できる”とは言っても、肝心の操作性は実際の商品に触れて試してみないとわかりません。高額商品ではありませんが通販の写真だけで安易に決めて買わずに、店頭で実際に発電させてみて選ぶことをおすすめします。

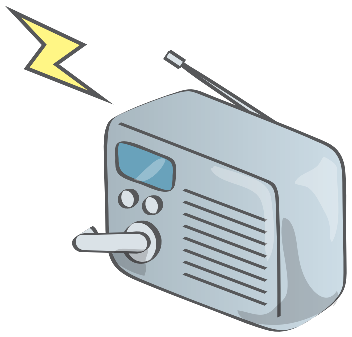

電池の持ちにも注目

一定時間発電したときにラジオが聴ける時間にも大きな違いがありました。１分間ハンドルを回した時の聴ける時間を比較したところ、最も優秀だった機種は１時間。一方、最も短い機種は２分弱でした。このような充電時間と作動時間の目安はカタログなどにも記載されています。実際にラジオを点けて検証してみても、記載された数値と大きな差はなかったので、事前にカタログで確認しておけば良いでしょう。

災害時はAMが最も頼りになる

ラジオは主にFM放送とAM放送があり、FM放送は県単位と地域に密着したミニFM局に分けられます。県単位のFM局の送信所は県内の局を１つのアンテナで送信している場合が多く、東京であればスカイツリーに集中しています。もし送信設備が被災するとどの局の放送も聴けなくなってしまいます。ミニFM局の場合、アンテナは局ごとに置かれていますが、設備が簡易なため地域が停電すると放送ができなくなります。一方、AM局は同じ県でも局ごとにアンテナが設置されており、１局が被災しても別の局の放送を聴ける可能性が高く、災害に強いと言われています。また、FM局の電波は昼夜を通して遠くまで届きませんが、AM局は夜間に限って、他県でも大都市の出力の大きな放送局であれば受信できます。東京を例にとれば名古屋、大阪、福岡、札幌などが聴けるので、もし関東一円の放送局が被災してもラジオがまったく聴けなくなることはありません。もしこれから防災用のラジオを買うのであればFM専用ではなく、AMも受信できるラジオを選ぶことをおすすめします。

筆者紹介

堀洋一郎（ほり・よういちろう）
1980年中央大学理工学部物理学科卒。ソニーマグネスケール株式会社を経て、1990年株式会社エフシージー総合研究所入社。現在、同社暮らしの科学部生活科学研究室上席研究員。

法人会の活動報告

9/13㊋ 社会貢献活動　米海軍第７艦隊音楽隊コンサート

社会貢献活動の一環として、毎年ご好評を頂いている「米海軍第７艦隊音楽隊コンサート」も今回で第14回目を迎え、川崎市教育文化会館大ホールにて開催されました。

開演に先立ち、主催者代表として阿部副会長、川崎市より福田市長、川崎南税務署より中村署長からご挨拶をいただき開幕となりました。「音楽のまちかわさきき」に相応しいノリの良い音楽、多彩な演奏で当日は悪天候の中、来場された約1,700名を超える聴衆からは大きな喝采が送られました。

9/29㊍ 女性部会　租税教室（川崎市立東門前小学校）

川崎南法人会は毎年川崎市内の学童保育「わくわくプラザ」において租税教室を開催しています。

今回は大相撲春日山部屋の力士（松栄さん、熊王さん、福倭さん）３名を迎え、川崎市立東門前小学校学童保育「わくわくプラザ」に通う小学生を対象に、税金の仕組みや使われ方を力士と一緒に、クイズ形式で楽しく！わかりやすく！租税教室を行いました。力士からのクイズに子供たちはいくつ答えられたのでしょうか？

法人会の活動報告

8/26㊎ 女性部会税務研修会

会　場：サンピアンかわさき
「ふるさと納税とマイナンバー」
講　師：川崎南税務署
角田奈保子　上席国税調査官

9/13㊋ 女性部会連絡協議会

会　場：ホテルメルパルク横浜
「いま、人権から…ひとりひとりが主役の社会を」
講　師：作家　落合恵子　氏

9/14㊌ 社員研修講座

会　場：川崎市産業振興会館
「売れる人になるための行動変革術」
講　師：島田教育総合研究所　島田義也　氏

9/27㊋ 平成28年度 税制セミナー

会　場：湯本富士屋ホテル
「日本経済の嘘と真実」
講　師：経世論研究所所長　三橋貴明　氏

7つの間違い探し

＊右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますかな？（答えは8頁にあります）

［作者紹介］
神谷一郎（かみや・いちろう）　イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第４回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

青年部会　活動報告

9/9 金　第30回 法人会全国青年の集い「北海道大会」

全国法人会連合会及び全国法人会連合会青年部会連絡協議会主催による「第30回法人会全国青年の集い」が、北海道法人会連合会・北海道青年連絡協議会のご協力を得て北海道旭川市で９月８日～９日の２日間にわたり開催されました。全国から約2,000名の青年部会員が集まり、会議では「社会保障について考える」及び「租税教室活動への反映」のテーマについて積極的な意見交換が図られました。 また、記念講演ではスキージャンプ選手の葛西紀明氏による「夢は、努力でかなえる」と題して講演が行われました。

8/20 土 21 日　第23回 かわさきロボット競技大会

高校生から社会人のロボット好き204チームが集まり2日間で予選から決勝まで行いました。青年部会では毎年、青年部会長賞のお米を協賛しており今年も新米40kgを賞品として提供しました。

8/20 土 21 日　税務研修会「ふるさと納税とマイナンバー」

サンピアンかわさきに於いて川崎南税務署　角田上席国税調査官による税務研修会が行われました。

間違い探しの答：①眼線（左人）　②水滴丸（左下）　③龍の持つ水晶の文字　④炎柄（右人）　⑤クチ（右人）　⑥アゴの隈（右人）　⑦雷（左下）

報酬や不動産の賃借料の支払を受ける個人の方は、その支払をする方へマイナンバー（個人番号）を提供する必要があります。

＜法定調書へのマイナンバーの記載が必要になりました＞

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年１月１日以後に支払が確定した報酬や不動産の賃借料等の支払に関する法定調書※には、支払を受ける個人の方の氏名や住所のほか、マイナンバー（個人番号）の記載も必要になりました。

※法定調書とは、報酬や不動産の賃借料などの一定の金銭等を支払った方が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいいます。

＜支払を受ける個人の方へ＞

講演等の報酬や、不動産の賃借料などの支払を受ける個人の方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

例えば、次に該当する方は、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

・講演等を行う場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の報酬が５万円を超える方
・不動産を個人の不動産業者※又は法人に賃貸している場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の賃借料が15万円を超える方

※不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方を除きます。

また、マイナンバーを提供する場合には、マイナンバーの提供を受ける方が本人確認を行うため、マイナンバーカード等の提示等が必要になります。

＜支払をする方へ＞

個人の方に対して報酬や不動産の賃借料など一定の支払をする方が、これらの支払に関する法定調書を提出する場合には、法定調書に支払を受ける方のマイナンバーの記載が必要ですので、支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

また、マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

＜本人確認の方法＞

マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、①正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）と②提供する方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

1　マイナンバーカードをお持ちの方
　マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が行えます。

2　マイナンバーカードをお持ちでない方
　以下の番号確認書類と身元確認書類が、それぞれ必要となります。

番号確認書類

《 ご本人のマイナンバーを確認できる書類 》

● 通知カード

● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

（マイナンバーの記載があるものに限ります。）

などのうちいずれか１つ

＋

身元確認書類

《 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類 》

● 運転免許証　● 在留カード

● パスポート　● 身体障害者手帳

などのうちいずれか１つ

※写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、２種類以上必要です。（例：国民健康保険の被保険者証と国民年金手帳）

＜社会保障・税番号（マイナンバー）制度についての詳細＞

国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）のトップページにある「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をクリックして、ご覧ください。

－　税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス　www.nta.go.jp　－

税のQ&A

贈与を活用した節税対策…注意!?

税理士・CFP®　越　智　　浩

Q. 不動産の価格と評価額の差…活用次第。

先日、某不動産会社主催の税金セミナーで、アパートなど収益物件を子に贈与すると所得税の節税対策になるし、いずれは相続対策にもなると聞きました。
私（以下「甲」という）は、アパートを数棟所有していますが、そのうち数年前に銀行のアパートローンを組んで新築した１棟を長男（以下「乙」という）に贈与しようと考えております。申告の際には、相続時精算課税の適用を受けようとも考えています。また、乙にアパート経営を身に付かせるためにも、アパートローン残高1,700万円を引き受けさせ、返済させようと考えています。税務上、何か注意する点はあるでしょうか？
このアパートの簿価（＝時価）は4,300万円、相続税評価額は2,150万円です。

A. 負担付贈与…時価課税。

個人の所得税の最高税率が45％（＋住民税10％＝55％）、また、相続税の最高税率が55％に引き上げられ、不動産会社や証券会社などでは富裕層対象の税金セミナーが花盛りである。中でも、贈与を活用した節税対策を推奨していると聞く。教育資金の一括贈与や住宅取得資金の贈与などである。今回の設例は、建物のみの贈与、特に収益物件贈与を活用した節税対策の枠組みについてである。
もともとの資産家で多額の相続税が課税されると予想される人の場合、不動産収入から税金などの支出を差し引きした手取りのキャッシュが年々蓄積され、結果として相続財産が増加し、相続税も増えるということになる。そこで、家賃収入の帰属は建物の名義人であることに着目し、説例のように、子にアパート１棟を贈与し、家賃収入を子に移転させて不動産所得を分散し、自己の所得税（率）を引き下げつつ、手取りキャッシュの増加を抑えようというのが一つの狙い。また、相続時精算課税を適用して贈与税を抑え、子に将来の相続税の納税資金を準備させようというのがもう一つの狙い。以上が、この枠組みの効果である。
ただし、一つ注意しておかねばならないのは、この説例の場合、子に借入金を負担させるため、負担付贈与になるということである。負担付贈与においては、バブル時代の行き過ぎた租税負担回避行為を防止するために贈与財産の価額を相続税評価額ではなく、時価相当額として、贈与税額を計算することになっている。従って、

（１）乙の贈与税額
　①課税価格4,300万円（財産の価額）－1,700万円（負担額）－2,500万円（精算課税適用）＝　100万円
　②税額　100万円×20％＝　20万円
（２）甲の所得税額（みなし譲渡となる。）
　①譲渡所得　1,700万円－4,300万円＝△2,600万円　→　0円
　②借入金負担の消滅額（＝経済的利益）が時価の1／2未満のため、譲渡による赤字△2,600万円はなかったものとみなす。

以上のようになる。
例え、この説例とは違い、借入金はなくともアパートなどの収益物件には、敷金や保証金などの返還義務の負担があるのは通常である。従って、こうした預り債務額について、子から親へ現金を渡すなどの精算がない場合にも負担付贈与として扱われるので、注意が必要である。

社会医療法人財団 石心会 川崎幸病院

切らずに治すがん治療　～放射線治療のお話～

川崎幸病院 副院長
放射線治療センター長

田中 良明 先生

放射線療法はからだを切らずに、がんだけを狙って治療するので、からだの機能をもとのまま温存することができます。また、日常生活を送りながら通院で治療を受けることも可能です。

がん治療の種類　～三大療法～

がんの治療方法には、「手術療法」・「化学（抗がん剤）療法」・「放射線療法」があり、これをがんの三大療法と呼んでいます。わが国ではこれまで手術ががん治療の中心でしたが、化学療法や放射線療法も近年目覚しく進歩しています。どの治療法がもっとも効果的か、さまざまな検査を行いながら総合的に判断し患者さんに提案しています。

川崎幸病院の放射線治療装置 エレクタ･シナジー®

なぜ放射線でがんが治るのか？

放射線療法とは放射線を照射することにより、がん細胞内のDNAにダメージを与え、がん細胞を死滅させる治療です。放射線はがん細胞のような細胞分裂の活発な細胞ほど殺傷しやすい性質があるため、正常な細胞にはあまり影響を与えずに、がん細胞を殺傷することができます。

また正常な細胞は放射線によるダメージからの回復ががん細胞よりも大きいため、放射線の量を小分けにして照射することで正常細胞を回復させつつ、がん細胞をたたいていきます。

放射線治療の長所

放射線治療は治すことを目的としての治療から、症状を和らげるための治療まで幅広い役割を担うことができる治療です。

身体を切らず治療中の痛みもないので、身体的な負担が軽い治療法といえます。負担が少ないので、年齢や合併症により身体に負担がかかる手術治療が難しい患者さんへの治療も可能です。また、外科手術が難しい場所にあるがんに対しても放射線治療は有効です。

放射線治療の副作用

放射線照射による副作用や後遺症が起きる可能性があります。しかし、放射線治療の副作用は、放射線を照射した場所のみに起きるという特徴があり、放射線を照射していない場所には原則として副作用は出ません。また、副作用も治療を受けた方全員に見られるわけではないですし、治療スタッフもやさしい放射線治療を心がけております。

担当医は、あなたの病気の進行度や状態に合わせて、最適と考えられる治療法や他の選択肢を提示し説明します。担当医からの説明を理解し、納得したうえで、どの治療法を選ぶかを決めるのは患者さんご自身とご家族です。わからないことがあれば理解できるまで担当医に質問し、また、必要であればセカンドオピニオンを参考にするのも良いでしょう。

社会医療法人財団 石心会 川崎幸病院
放射線治療センター

☎：**044-544-4611**（代表）

随時ご質問、ご相談にお応えいたします。
お気軽にお電話にてお問い合わせください。

平成２８年度防火基準適合表示制度の表示マークの交付式

「防火基準適合表示制度」は、平成２４年５月に広島県福山市で発生したホテル火災（死者７名、負傷者３名）を受け、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき消防機関が検査等を実施した結果、消防法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して表示マークを交付し、利用者等に建物の安全情報を提供するものです。平成２８年９月３０日に川崎消防署管内でこの制度に適合したホテルに対し表示マークを交付しました。

川崎ホテルパーク
川崎日航ホテル
東横イン京浜急行川崎駅前
ホテルサンルート
川崎セントラルホテル
HOTEL サン・ロイヤル
ダイワロイネットホテル川崎
東横イン川崎駅前砂子
東横イン川崎駅前市役所通

当該制度に適合したホテル・旅館等については、川崎市ホームページにおいて「防火基準適合表示対象物一覧表」として公表しています。

電気火災防止

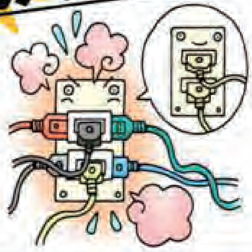

①古いコードや傷んだコードは、ショートしやすいので取り替える。
②たこ足配線で、同時に多くの器具を使用しない。
③熱を発する器具は、燃えやすいもののそばで使用しない。
④器具使用後は、必ずスイッチを切りコードをコンセントから抜く。

消防団員募集中！

消防団はどなたにでもできる地域を守る力
愛するまちや家族　あなたの手で守りませんか

お問い合わせ
川崎消防署予防課　川崎市川崎区南町２０－７　TEL ０４４－２２３－０１１９

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○　点検結果記入表
（　3月　31日点検分）

点検担当者：　法人　太郎

項目番号	点検担当者記入欄 点検結果	代表者記入欄 改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○　点検項目チェック表

Ⅱ　貸借関係
（資産科目）

科目等		点検項目	点検欄 9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12	手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13	現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14	預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15	受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16	補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17	残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18	回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19	入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合せ先
川崎南法人会
TEL 044−233−4852
FAX 044−245−0023

新入会員のご紹介

（平成28年８月１日～平成28年９月31日）

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	㈲エヌケーテクニカルシステム	沼田直輝	本町1-10-15	空調設備工事	㈲龍美社
南４	㈱京浜総工	石井伸武	田島町16-22	建設業	ＡＩＵ損害保険㈱
幸４	Zero-1 Systems (同)	山口茜	南加瀬1-17-20-101	情報サービス業	㈱一心屋
幸３	㈱山宗	櫻井規雄	日ノ出2-14-4	自動車部品製造	㈱小保商店
南４	㈱タイムリー	高橋研吏	鋼管通1-1-3-3F	保険代理店	㈱小保商店
南１	森山建設㈱	森山豊	元木1-12-2	建設業	㈱小保商店
幸４	(同)運動設計研究所	大志万雄介	新川崎7-7-237	リアルハプティクス技術に関する知財管理、他	㈱一心屋
幸１	東芝エンジニアリングサービス㈱	中山聡之	堀川町580　ソリッドスクエア東館6F	人材派遣	事務局

賛助会員	大浦弘子	横浜市神奈川区神大寺4-7-44	アメリカンファミリー
賛助会員	宮原康行	東京都目黒区自由が丘1-14-4-40	アメリカンファミリー
賛助会員	枝村和道	大島1-15-13	事務局
賛助会員	菊池芳一	横浜市青葉区市ケ尾町1153-3-605	ＡＭ自動車工業㈱

川崎南法人会　主要事業予定

28年11月

２日 (水)
●中央支部　税務研修会
テーマ：「平成28年度税制改正」
講　師：川崎南税務署　法人課税第１部門
　　　　角田　奈保子　上席国税調査官
会　場：コミュニティーハウスさくら
時　間：16：00~17：20

４日 (金)
●東支部合同　日帰りバス研修旅行
場　所：三島スカイウォーク　他

４日 (金)～３日間
●かわさき市民祭り
会　場：富士見公園一帯

７日 (月)
●決算法人説明会
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：30

８日 (火)
●第４回　広報委員会
会　場：川崎市教育文化会館
時　間：11：00～12：00

８日 (火)
●税を考える週間行事
署長講演
講　師：中村　茂幸　川崎南税務署長
テーマ：「世界一面白い歴史の講演会」
講　師：河合　敦　氏
会　場：川崎市産業振興会館
時　間：13：30～16：00

10日 (木)・11日 (金)
●年末調整説明会
テーマ：「平成28年分年末調整等説明会」
会　場：サンピアンかわさき

14日 (月)
●納税表彰式
会　場：川崎市産業振興会館

15日 (火)
●中央支部　日帰りバス研修旅行
場　所：横須賀軍港めぐり　他

16日 (水)
●源泉部会　研修会
テーマ：「平成28年分年末調整等説明会」
会　場：川崎市教育文化会館

18日 (金)
●幸支部合同　移動研修会
場　所：鈴本演芸場

21日 (月)
●川崎南・平塚法人会女性部会交流　移動研修会
場　所：ANAケータリングセンター　他

22日 (火)
●新設法人説明会
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：00

28日 (月)
●東支部合同　税務研修会
テーマ：「平成28年度税制改正」
講　師：川崎南税務署　法人課税第１部門
　　　　角田　奈保子　上席国税調査官
会　場：サンピアンかわさき
時　間：16：00~17：20

28年12月

１日 (木)
●救急救命講習会
会　場：東海道かわさき宿交流館
時　間：13：00～16：00

２日 (金)
●南支部合同　健康セミナー
テーマ：その日の疲れはその日のうちに解消
講　師：フリーアナウンサー・健康管理士
　　　　小久保　晴代　氏
会　場：サンピアンかわさき
時　間：14：00～15：30

５日 (月)
●女性部会　年末研修会
会　場：煌蘭
時　間：17：00～

６日 (火)
●決算法人説明会
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：30

７日 (水)
●幸支部合同　税務研修会
テーマ：「平成28年度税制改正」
講　師：川崎南税務署　法人課税第１部門
　　　　角田　奈保子　上席国税調査官
会　場：川崎市産業振興会館
時　間：16：00~17：20

８日 (木)
●中央支部　健康セミナー
テーマ：その日の疲れはその日のうちに解消
講　師：フリーアナウンサー・健康管理士
　　　　小久保　晴代　氏
会　場：川崎市教育文化会館
時　間：14：00～15：30

14日 (水)
●救急救命講習会
会　場：東海道かわさき宿交流館
時　間：13：00～16：00

16日 (金)
●第３回　総務委員会
会　場：川崎市教育文化会館
時　間：11：00～12：00

19日 (月)
●第３回　理事会
会　場：川崎建設会館
時　間：14：00～15：30

会費の納入時期を年１回に変更のお知らせ

公益社団法人　川崎南法人会
会　長　　梶川　修司

会員各位におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より法人会への特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当法人会は設立以来、会費につきましては、年２回（上期・下期）に分け会員の皆様から預入をお願いして参りましたが、法人会会計の健全化及び監督官庁（神奈川県）からの事務指導、また事務負担の軽減、経費の削減等を考えまして今年度の通常総会（平成28年６月13日開催）の審議によりまして、次年度（平成29年４月）から年２回（上期・下期）の会費の納入を、年１回に変更することが決定致しました。

会員の皆様におかれましては、何卒、諸般の事情をご理解頂き、ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

敬具

法人会からお知らせ

◆◆◆　会費の自動引落のお知らせ　◆◆◆

当会会費の口座自動振替契約をされている方は、平成28年度下期分（平成28年10月～平成29年３月）の会費をご指定の金融機関から引き落とさせて頂きます。

※自動引落は通帳の摘要欄に印字されますので領収証の発行は省略させて頂きます。
予めご了承くださいますようお願いいたします。

12月７日引落	12月14日引落
三井住友銀行・横浜銀行・りそな銀行・みずほ銀行・静岡中央銀行 三菱東京ＵＦＪ銀行・さわやか信用金庫	川崎信用金庫 芝信用金庫

● 税務無料相談 ●

相　談　日

毎週火曜日　午後１時～３時
11月の相談日／ 15日㈫、22日㈫、29日㈫
12月の相談日／ ６日㈫
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場　所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15　パールビル3F（宮前町バス停前）

● 法律無料相談 ●

相　談　日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場　所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区日本大通り 横浜情報文化センター11F
相談については事前に事務局までご連絡ください。
（☎ 044-233-4852）